科学研究費助成專業 研究成果報告書



4 年 6 月 2 日現在 今和

機関番号: 24403

研究種目: 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(A))

研究期間: 2019~2021

課題番号: 19KK0335

研究課題名(和文)里親支援ソーシャルワークの構成要素に関する研究

研究課題名(英文)Research on the components of social work practice for support foster families

研究代表者

伊藤 嘉余子(ITO, Kayoko)

大阪府立大学・人間社会システム科学研究科・教授

研究者番号:10389702

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,000,000円

渡航期間: 7ヶ月

研究成果の概要(和文):日本の社会的養護は、施設養護中心から里親等の家庭養護中心へと改革の緒に就いた。そこで、日本よりも里親委託率が高く、かつ施設養護も一定の役割を果たしている英国スコットランドにおいて「里親ソーシャルワークの構成要素」を明らかにするための調査研究を行った。里親ソーシャルワーカーや里親へのインタビュー調査の結果から「子どもには家庭が必要」という原理原則を守り実践する中で、自治体を超えた措置変更や頻繁すぎる措置変更が子どもに与える弊害やさまざまな実践上の葛藤があることが明らかになった。研究成果を踏まえ、今後の日本の社会的養護の改革の方向性について今後も検討を続けていきたい。

研究成果の学術的意義や社会的意義 スコットランドでは10歳未満の子どもは原則施設ではなく里親に措置することとなっているため、自治体内だけ で里親をマッチングするのは困難であるため全国規模で措置が展開されている。そのため、子どもにとっての「地元への愛着」はしばしば軽視されるとともに度重なる措置変更で子どもの心身の状況が悪化している現状が明らかになった。また、里親リクルートや登録前研修は日本よりもずっと厳しいが厳しさの質の違いもうかがえた。例えば、虐待やトラウに関する専門知識よりも、態生日などに子どもに愛情をどう伝えるかという「生活ののなる形式を言うる。変数して関する専門知識よりも、表現を表現した。 の中で愛情を伝える姿勢」に関する事前調査や研修が重視されていた。

研究成果の概要(英文):Social care in Japan has begun to reform from a focus on institutional care to a focus on family care such as foster care. Therefore, a research study was conducted to clarify the 'components of foster care social work' in Scotland, UK, where the rate of foster care commissioning is higher than in Japan and residential care also plays a certain role. The results of interviews with foster social workers and foster carers revealed the harmful effects and various practical conflicts that changes in placements beyond the local authority and too frequent changes in placements have on children while adhering to and practising the principle that 'children need their own home'. Based on the research findings, I will continue to examine the future direction of reform of social care in Japan.

研究分野: 社会的養護

キーワード: 里親支援 里親ソーシャルワーク 社会的養護 家庭養護の推進

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

1)日本の社会的養護における家庭養護の推進

保護者からの虐待や育児放棄、保護者の死亡・行方不明、拘禁、経済困窮など様々な理由によって、保護者のもとで暮らせない子どもを公的な責任として社会的に養育することを「社会的養護」という。社会的養護は「施設養護」と里親や養子縁組等による「家庭養護」の2つに大別できる。日本の社会的養護は、長年、施設養護が中心で展開されてきた。日本における里親委託率の低さをはじめとする社会的養護に関する政策の不足については、国連から3度にわたり改善勧告を受けている状況である。改善を求められている内容は、里親の不足のほか、施設養護の養育形態が大規模であり「家庭的」とはいえない状況であること、特定の養育者との愛着形成が重要である3歳未満児に対して集団養護を行っていること等が含まれている。

国連からの勧告など国際的な批判やプレッシャーを受けながら、これまで日本も社会的養護における家庭養護を推進してきた。特に、2011(平成 23)年に国が発表した「社会的養護の課題と将来像」以降、日本における里親委託率は少しずつではあるが向上し、施設における養育形態の小規模化など「里親による家庭養護」と「施設における家庭的養護」の拡充が進められてきた。さらに、2017(平成 29)年施行の改正児童福祉法では、社会的養護における措置先を検討する際に「より家庭に近い養育環境を提供できる選択肢」を優先的に検討する方向性が示された。また同年8月に国が発表した「新しい社会的養育ビジョン」では、現在約17%である里親委託率を50%にまで向上させることが目標の1つとして掲げられた。

2)里親委託推進に伴う「里親不調」や「フォスターケアドリフト(里親家庭たらい回し)」の増加

施設養護よりも里親による家庭養護の方が望ましいという価値のもと、日本でも里親委託率を 年々上昇させてきた一方で、同時に、里親不調による委託解除事例も増加傾向にある。

「里親不調」とは、子どもの問題行動などに起因する「里親が感じる育てにくさ」によって、 里親から養育をギブアップするケースの他、里親による里子への虐待ケースも含まれる。

全国児童相談所長会(2011)「児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査」によると、2005(平成17)から2009(平成21)年度の5年間における里親委託解除件数は647件であった。そのうち不調による委託解除は156件で、委託解除ケース全体の約24%であった。つまり、委託解除ケースの4ケースのうち1ケースが不調による措置解除事例ということになる。さらに委託解除となった子どもの背景として、里親委託前に保護者等から受けた虐待体験の影響と思われる無差別愛着などの子どもの行動や特性が多いことが示された。

3)里親不調や里親支援ソーシャルワークに関する先行研究

日本において「里親不調」をキーワードとする学術論文は1本もない。おそらく、里親不調の当事者である里親自身へのアクセスの難しさや、里親を支援する立場にある児童相談所や施設の里親支援担当のソーシャルワークワーカーについても「ワーカーである自身の失敗経験」としての里親不調事例について語ったり調査に回答したりすることの難しさが、その背景にあると考えられる。

「里親不調」をキーワードとする先行研究がない一方で、「里親支援」をキーワードとする先行研究は日本でも数多く存在する。例えば、元児童相談所職員であった宮島は、里親委託時の子どもと里親の適切なマッチングの重要性を指摘するとともに、児童相談所による委託後の支援が十分かつ適切になされていない現状の問題点を指摘している(宮島 2006 及び 2017)。乳児院や児童養護施設に配置された里親支援専門相談員による里親支援の特性や課題については、井上・笹倉(2019)が、施設職員としての養育経験に基づく助言支援が可能という強みがある一方で、児童相談所と施設との役割分担や連携の重要性が示された。

日本よりも里親委託が主流である欧米では、日本よりも先行研究が蓄積されている。アメリカの Freitas ら (2014) は、子どもが里親家庭をたらいまわしにされる foster care drift を防ぐために、子どもの親権者や監護者の責任を明確にする等といった家族や代替養育に関する法制度の改善が必要だと指摘する。また、Lee (1998) は、里親家庭に措置される子どもの「(障害や被虐待経験に起因する)育てにくさ」を指摘した上で、そうした子どもを養育する里親へのメンタルサポートなどの必要性について述べている。また、Greenblatt (2009) は、里親委託や養子縁組成立後もソーシャルワーカーが継続した訪問支援活動を行わないと、子どもにとっても安心・安全な養育やパーマネンシーの保障は実現できないと主張し、里親支援ソーシャルワークの重要性を指摘している。

日本よりも古くから里親による家庭養護を中心に社会的養護を展開していた国においても、里親不調による委託解除の増加を防ぐ有効な方策を見出すには至っておらず、現在も調査研究を積み重ねている現状である。今後、日本の社会的養護も、これまでの施設養護中心から里親中心での展開へと大きく方向転換しようとしている中で、里親不調を防ぐ里親支援ソーシャルワークの確立は喫緊の課題といえよう。

2 . 研究の目的

本研究は、里親不調による委託解除やフォスターケアドリフトを防ぐために有効な里親支援 ソーシャルワークの構成要素を明らかにすることを目的とした。

- 3.研究の方法
- 以下の3つの研究を行った。
- 1)里親支援ソーシャルワークの事例分析

スコットランドの社会的養護事業を実施する民間団体であり、毎年スコットランドで実施され るケア・レビュー(事業評価)で特に高く評価されている Kibble の里親支援ソーシャルワーカ -Michelle Orr 氏と John Harland 氏の協力を得て、2019 年度に実施した里親支援ソーシャル ワークの事例やエピソードを収集し、各事例の時間の流れに着目し、複線径路等至性アプロー チ (Trajectory Equifinality Approach: TEA) による精緻な分析を進める。2020 年 9 月~10 月にかけて 50 事例を収集し、2020 年 11 月から 2021 年 2 月にかけて TEA の手法を用いて分析 を行う。事例収集にあたっては、Kibbleの面接室において記録を閲覧させて頂くとともに、ケ ースの担当ワーカーからの聞き取り(後述のインタビューとは別のインタビュー)を行う。 複線径路等至性アプローチ(Trajectory Equifinality Approach: TEA)は、個人の人生を時間 と共に描くことを目標とする質的研究の新しい方法論の 1 つとして、2004 年にサトウタツヤ、 Valsiner, J.らによって開発された、概念などの名称の推敲を経て今なお進化を続けている研 究方法論である。この方法論を用いることで、「最終的には同じ到達点に達した」者の経験の特 徴、すなわち,同じ到達点に至るまでの複数の径路の途上で個々人が,歴史的、文化的、社会 的な側面や自身の内面から何が起こってくることを経験したかを導き出すことができる。 いまだ、日本を含むどの国においてもその方法論が確立・体系化されていない「里親支援ソー シャルワーク」の体系化に向けて、必要な構成要素やプロセスを導き出すにあたって、複線径 路等至性アプローチ(Trajectory Equifinality Approach: TEA)による分析が有効であると考 える。なお、TEA による分析は、ソーシャルワーカーのスーパーバイズやケースマネジメント に詳しい Ian Milligan 教授(CELCIS 名誉研究員)の示唆を受けながら進める。

2) 里親支援ソーシャルワーカーを対象としたインタビュー調査

先述の事例分析結果を補足する形で、11人の里親支援ソーシャルワーカーを対象にインタビュー調査を実施した。インタビューガイド(案)は、以下のとおりである。

- (1)里親支援ソーシャルワーク(以下、里親支援 SW)を行う上で大事にしていることは何か。 また、それはなぜか。
- (2) 里親支援 SW を行ううえで、困難を感じることはどんなことか。またその理由。
- (3) 里親支援 SW を行ううえで、重要かつ必要となる専門性(知識やスキル)にはどのようなものがあるか。また、それはなぜか。さらに、そのような専門性を習得するために、あなた自身が努力・工夫していることは何か。
- (4)里親支援 SW のやりがい、実践していてよかったと思うことはどんなことか。
- (5) これから里親支援 SWer を目指す人にメッセージを送るとしたらどんな内容か。

インタビュー調査によって得られたデータは、本研究の目的を達成するため、インタビューデータをもとに理論化を図ることに適した木下(2003)の修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ(以下,M-GTA)を研究法として選択する。ただし,M-GTA には具体例が少ない概念は採用しないなど少数事例に基づく研究に適していない側面があるため、M-GTA を研究関心に応じて適宜修正しながら進める枠組みが必要である。本研究では、そうした機能を持つ構造構成主義的質的研究法(以下,SCQRM と略記;西條:2007,2008)をメタ研究法として採用する。SCQRM の理論的な背景には、構造構成主義(西條:2005)があり、存在や意味、価値などは、絶対的なものではなく、身体・欲望・関心と相関的に規定されるという「関心相関性」を中核原理に位置づけている。SCQRM では,具体例の数がどれだけ必要かは,研究者の関心(研究目的)と相関的に決まると考えるが、本研究の目的は、里親支援 SWer が、里親支援 SW の実践プロセスにおいて、どのようなこと(専門性、実践上の配慮などを含む)を重視しているか、またどのようなことに困難ややりがいを感じているか、について特に焦点をあてて明らかにすることであり、この目的に照らして重要と考えられるものは、たとえ少数事例から生成された概念でも採用することが可能となる。

3) 里親支援に求めるものに関する里親インタビュー調査

スコットランドの里親 5 名を対象に、里親支援に何を求めているかについてのインタビュー 調査を実施した。分析方法は先述した里親ソーシャルワーカーへのインタビュー調査と同様で ある。

インタビューガイドは以下の通りである。

- (1) 里親になろうと思ったきっかけは何か
- (2) 里親になるまでのプロセスで感じたこと
- (リクルート、登録前研修、バックグラウンド調査など)
- (3) 実際に子どもが委託されてから、大変だったこと、楽しかったことなど
- (4) 里親支援ワーカーとのエピソード
- (5) 里親支援に対するリクエスト

1) 里親ソーシャルワーカーのインタビュー調査

里親ソーシャルワーカーのインタビュー調査の結果から、以下のことがわかった。

- (1)「すべての子どもには家庭が必要だ」という原理原則があり、そのため、どれだけ里親不調や不適応の件数が多くとも、また、複数の里親不調を経験した子どもの心身の状況が悪いことが明らかであったとしても、社会的養護を必要とする子どものために里親を探すことをやめるという選択肢や、里親の代わりに施設養護を優先するという選択肢はないこと。
- (2) 里親不調(foster care breakdown) は頻繁に起こるため、その予防も含めた里親支援が 非常に重要であるとすべてのソーシャルワーカーが考えていることが明らかになった。また、 不調後の里親と子どもへのケアやフォローについても計画的かつ手厚く実践されており、一度 の不調で里親が次の委託へのモチベーションを失わないような実践が展開されていた。
- (3)スコットランドには、措置の内容や方針、親子分離中の実親との面会交流の頻度や方法等について、子どもが意見・意向を表明できる Children's Hearing というシステムがある。これは子どもの権利擁護のための優れた仕組みである一方で、方針決定に非常に時間がかかるため、その期間の里親不調や不適応が頻繁に起こっている現状が明らかになった。支援方針が不明確なまま、期間も内容もあいまいなまま生活を続けることが里親にとっても子どもにとっても負担になっている現状が明らかになった。
- (4)里親のバックグラウンド調査と登録前研修による審査は非常に厳しく、里親希望者の約半数が里親登録には至らない現状が明らかになった。また、バックグラウンド調査では、里親になった動機のほか、子ども観や子育て観といった里親の価値観が問われるほか「日常生活の中で子どもに【あなたは愛されている】と実感してもらうために、具体的にどんな工夫をするつもりなのか」という「愛情の伝え方」のスキルや姿勢をもっているかが重視されていた。
- 2)里親インタビュー調査

里親インタビュー調査からは、以下のことが明らかになった。

- (1)里親ワーカーや行政機関が「里親はボランティアに近い立場で、子どもに無償の愛を提供してくれる役割」を里親に対して期待している一方で、多くの里親は「職業として里親をやらせてほしい」「職業(job)として認めて欲しい。そのうえで、有給休業とかレスパイトとか保険とか、さまざまな保障をして欲しい」というニーズをもっていることが明らかになった。
- (2)スコットランドの里親は、登録時に地方自治体に登録するか、民間フォスタリング機関に 登録するかを選択する。多くの里親が「民間機関の方が、自治体よりも里親支援が手厚い」と、 支援の公民格差を指摘していた。
- (3)インタビュー協力者の里親全員が里親不調を経験していた。不調後の支援機関のフォロー や振り返り、次の委託に向けた再教育プログラムや支援の重要性について多くの里親が指摘し た。

以上の研究結果を踏まえ、今後、日本の里親支援を含む、家庭養護の推進や社会的養護のあり 方についてさらに研究・検討を進めていきたい。

5 . 主な発表論文等

「雑誌論文〕 計6件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 5件)

4.巻 70
5 . 発行年 2021年
6.最初と最後の頁 1-12
査読の有無無無
国際共著
4 . 巻
5 . 発行年 2020年
6.最初と最後の頁 1-6
 査読の有無 無
国際共著
4 . 巻
5 . 発行年 2020年
6.最初と最後の頁 1-7
査読の有無無無
国際共著
4 . 巻 63-1
5 . 発行年 2022年
6.最初と最後の頁 1-12
 査読の有無 有
国際共著

1.著者名 伊藤嘉余子	4.巻 71
2.論文標題 スコットランドにおける'Corporate Parent' としての大学の役割	5 . 発行年 2022年
3.雑誌名 社会問題研究(大阪府立大学)	6.最初と最後の頁 87-99
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著
1 . 著者名 伊藤嘉余子	4.巻 28
2 . 論文標題 英国スコットランドの社会的養護の現状から日本の今後の社会的養護を考える	5 . 発行年 2022年
3.雑誌名 大阪社会福祉士	6.最初と最後の頁 30-38
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無無無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著
「学会発表 〕 計3件 (うち招待講演 1件 / うち国際学会 2件) 1 . 発表者名	
伊藤嘉余子、千賀則史	
2.発表標題 スコットランドにおける社会的養護経験者への自立支援	
3 . 学会等名 日本子ども家庭福祉学会	
4 . 発表年 2020年	
1.発表者名 Kayoko ITO	
2 . 発表標題 Development process and Prospects of the Social Foster Care System in Japan	
3. 学会等名 International Seminar on Foster Care (招待議演) (国際学会)	

International Seminar on Foster Care (招待講演) (国際学会)

4.発表年 2020年

1.発表者名 Kayoko ITO
2 . 発表標題
Values/Principles and practice in foster care social work in Scotland : An analysis of interviews with supervising social
workers
3.学会等名
ISPCAN Estonia (国際子ども虐待防止学会) (国際学会)
4.発表年
2022年

〔図書〕 計1件

1 . 著者名 大阪公立大学現代システム科学域 教育福祉学類編集委員会(代表 伊井直比呂)	4 . 発行年 2022年
2.出版社 せせらぎ出版	5.総ページ数 320
3 . 書名 人生が輝くSDGs	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6 . 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
主たる渡航先の主たる海外共同研究者		グラスゴー大学・Institute of Health and Well-being・ Professor	

7.科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

	共同研究相手国	相手方研究機関	
--	---------	---------	--

英国	University of Glasgow	Institute of Health and	
		Well-being	